

諮問事件：

諮問番号：平成15年諮問第5号

事件名：会計検査院事務総長官房総務課の超過勤務等命令簿の一部開示  
決定に関する件

諮問日：平成15年 8月 5日

答申日：平成16年 3月26日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

会計検査院事務総長官房総務課（渉外広報室を含む。以下「総務課」という。）の超過勤務等命令簿につき、一部開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条に基づく本件開示請求に対し、平成15年6月3日付け150普第151号により会計検査院事務総長が行った一部開示決定について、不開示とした部分の取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである。

##### (1) 不開示情報非該当性

不開示とした部分については、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当せず、開示請求を行った対象文書は全部開示すべきものである。

##### (2) 他の行政機関の例

税務署では全部開示としている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象文書の概要

本件開示請求の対象である行政文書は、総務課に所属する職員（超過勤務手当等の支給対象職員ではない総務課長、渉外広報室長及び総務企画官を除く。以下「総務課職員」という。）に係る平成13年7月分から同年12月分までの超過勤務等命令簿である。

この超過勤務等命令簿（以下「本件対象文書」という。）は、総務課職員が13年7月から同年12月までの間に超過勤務等に従事した記録であり、その様式上、各職員ごとの記録が各月単位で一葉に整理されている。

そして、本件対象文書に記載されている情報の内容について整理すると、次のとおりである。

(1) 総務課職員の超過勤務等に関する情報

ア 超過勤務等に従事した総務課職員の氏名、適用される俸給表、その級及び号俸（以下「氏名等」という。）

イ 命令時間欄に記載されている超過勤務等の命令時間、実績時間欄に記載されている超過勤務手当等の支給割合別の超過勤務等の実績時間数及び勤務の内容欄に記載されているその勤務内容（以下「超過勤務時間等」という。）

（以下、上記ア及びイを併せて「超過勤務等に関する情報」という。）

(2) 監督者印欄及び勤務時間管理員印欄に記載されている情報

ア 監督者印欄に記載されている超過勤務等命令権者の印影

イ 勤務時間管理員印欄に記載されている、上記(1)の超過勤務等に関する情報を超過勤務等命令簿に記録した勤務時間管理員の印影

なお、アについては、通常は、超過勤務等命令権者である総務課長又は渉外広報室長が押印しているが、同課長又は同室長が不在の場合において、総務課総括副長が代決者として押印している場合がある。また、イについては、通常は、勤務時間管理員である総務課文書第1係長が押印しているが、同係長が不在の場合において、総務課総括第1係長、同文書第2係長、同渉外係長、同文書第1係主任又は同係事務官が勤務時間管理員として押印している場合がある。

2 不開示情報該当性

超過勤務等命令簿に記載されている情報は、前記1(1)及び(2)のとおり、超過勤務等に関する情報と、監督者印欄及び勤務時間管理員印欄に記載されている情報とに区分することができる。

そして、処分庁では、これらの情報のいずれについてもその一部（総務課職員の氏名等）を不開示としている。その不開示理由は、これらの情報はいずれも法第5条第1号本文に該当し、同号ただし書に該当しないというものである。

そこで、本件一部開示決定において不開示としている各情報について、それぞれ不開示情報該当性を検討すると、次のとおりとなる。

(1) 超過勤務等に関する情報について

本件対象文書に記載されている情報のうち、超過勤務等に関する情報は、前記1(1)のとおり、氏名等に関する情報と、超過勤務時間等に関する情報をもって構成されるものである。

そして、原処分では、次のような理由から、このうち、氏名等に関する情報については不開示としている。

ア 一体としての個人識別情報性について

行政文書に記載された情報中、不開示情報と考えられる一定の範囲（ひとまとまり）の情報については、その全体で一個の不開示情報を成すものととらえるべきである。

このような考え方は、最高裁判所の13年3月27日の判決及び内閣府情報公開審査会の答申（平成14年度（行情）答申第123号）における考え方と同様のものである。

そして、本件対象文書に記載されている超過勤務等に関する情報は、誰が、いつ、どのような時間帯に、どのような内容の超過勤務等に、どのくらい従事したかに関する情報の全総務課職員分であるから、各職員ごとの超過勤務等に関する情報の集合体であり、各職員ごとに、その全体として一個の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（法第5条第1号本文に規定される「個人識別情報」）に該当する。

このような各職員ごとの超過勤務等に関する情報については、これを公表する慣行はなく、また、次の(ア)及び(イ)のとおり、何人に対してもその公表が予定されている情報であるとまではいえないことから、法第5条第1号ただし書イに該当するとはいえないものと考えられる。

(ア) 超過勤務等命令簿に記載されている各職員ごとの超過勤務等の命令時間、実績時間数の記録は、各職員が超過勤務等の命令を受けてこれに従事した記録であり、超過勤務手当等の支給対象時間数となるものである。したがって、これらの情報は、特定の職員の超過勤務手当等の額、ひいてはその者のおおよその月収ないし年収を推知することができる情報であり、プライバシーの性質を有するものであるから、当該個人が公務員等であるとしても、何人に対しても公表することが予定されている情報であるとまではいえないものと考えられる。

(イ) これらの情報は、基本的には職務の遂行に関する情報としての性質を有するものであるが、深夜勤務、休日勤務等を含む各職員ごとの超過勤務等の実態を端的に示すものであるから、それが個人識別性を有する場合には、当該職員の健康状態や、その正規の勤務時間外の行動等、すなわち、本来、その職務から離れ、個人として自由

に行動し得る領域における行動等を示し又はこれを推知することができる情報としての性格をも有しているといえることができる。

したがって、このような情報は、その個人識別性が捨象され、特定個人との関連性が遮断されていない場合には、当該個人が公務員等であるとしても、なおその自己コントロールに服すべき情報であるといえることができ、少なくとも何人に対しても公表することが予定されている情報であるとまではいえないものと考えられる。

なお、法第5条第1号ただし書八は、公務員の職務の遂行に係る情報には公務員の氏名、職名及び職務遂行の内容により構成されるものが少なくないとの理解の下に、そのうち、公務員の氏名を除いた公務員の職名及び職務遂行の内容については、当該公務員の個人に関する情報としては不開示とならないことを規定したものと解されている。したがって、超過勤務等に関する情報に含まれる総務課職員の氏名が法第5条第1号ただし書八の規定により開示されることはない。

また、法第5条第1号ただし書口の文理上、上記の情報がこの規定により開示されることも考えられない。

#### イ 法第6条第2項の適用について

前記のとおり、本件対象文書に記載されている超過勤務等に関する情報については、各職員ごとのそれぞれが、その全体として「独立一体的」ないし「ひとまとまり」の情報であり、一個の不開示情報（個人識別情報）に該当するものと考えられる。よって、このような「独立一体的」ないし「ひとまとまり」の個人識別情報の開示・不開示の判断に当たっては、法第6条第2項の適用が問題となる。

そこで、法第6条第1項及び第2項の規定を適用し、各職員ごとの超過勤務等に関する情報から、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）、すなわち、氏名等に関する情報を除くこととして、これを細分化すると、氏名等に関する情報の部分を除いた残りの部分である超過勤務時間等に関する情報は、個人識別性を捨象され、特定個人との関連性を遮断された総務課における超過勤務等の遂行に関する情報となる。

そして、法第5条第1号ただし書八の規定によると、個人識別情報に係る公務員の職務遂行の内容については開示すべきものとされているところ、上記の超過勤務時間等に関する情報は、この「職務遂行の内容」に該当し、開示することとされているものと解される。したがって、これを開示しても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは

認められない。

以上のことから、本件対象文書に記載された超過勤務等に関する情報は、各職員ごとにその全体で一個の個人識別情報であり、一個の不開示情報を成すものであるととらえた上で、法第6条第1項及び第2項の適用によりこの一体的な情報を細分化し、個人識別部分である氏名等に関する情報については、いずれの職員についても不開示とし、その残りの部分、すなわち、超過勤務時間等に関する情報については開示するとした原処分は、適法・適正なものである。

(2) 監督者印欄及び勤務時間管理員印欄に記載された情報について

原処分では、本件対象文書の監督者印欄及び勤務時間管理員印欄に記載されている印影のうち、文書第1係主任又は同係事務官のものを不開示としているが、会計検査院の情報公開請求に対する審査基準（平成13年3月29日会計検査院長決定）によると、同院職員の氏名に関する情報のうち、調査官補又は主任以下の職にある職員に係るものについては、その公表が予定されないものであり、不開示情報であるとされている。

また、監督者印欄及び勤務時間管理員印欄に記載されている情報については、各欄ごとに独立した情報である。

よって、勤務時間管理員である文書第1係長が不在の場合に勤務時間管理員を勤めた同係主任又は同係事務官の印影については不開示とし、それ以外については開示するとした原処分は適法・適正なものである。

3 他の行政機関の例

内閣府情報公開審査会の答申の中には、税務署（国税庁）における勤務時間報告書や超過勤務等命令簿に対する開示決定等の適否が審査された事案について、結果的に、これらの対象文書に記載された全部又は一部の職員の氏名及び当該職員の超過勤務時間数等のいずれについても開示されることとなったものが見受けられる（平成15年度（行情）答申第242号及び同第468号）。

しかし、これらは、いずれも処分庁又は諮問庁において、全部又は一部の職員の氏名に関する情報を他の情報から細分化した上、これを開示することとしていたものである。そして、情報公開の実施機関において、本来細分化して部分開示する要のない非公開事由に該当する独立した一体的な情報を、その裁量判断により更に細分化し、部分開示することは、前記2(1)の最高裁判所の判決においても認められているところである。

前記の答申はそのような処分庁又は諮問庁の立場を前提として行われた

ものと考えられ、本件とは事情を異にするものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- 平成15年 8月 5日 諮問書の收受
- 同年12月 9日 諮問庁から意見書を收受
- 同年12月15日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- 平成16年 1月21日 諮問庁から追加意見書を收受
- 同年 1月22日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- 同年 2月23日 審議
- 同年 3月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、総務課職員に係る超過勤務等命令簿（平成13年7月分から同年12月分まで）である。

この超過勤務等命令簿は、超過勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間報告書の作成に必要となる事項を記載したものであり、各職員ごとに各月単位で一葉に整理されている。そして、この超過勤務等命令簿には次の事項が記載されている。

- ア 職員の所属課名
  - イ 対象期間
  - ウ 当該職員に適用される俸給表及びその級・号俸
  - エ 職員の氏名
  - オ 超過勤務等の命令時間（開始時刻及び終了時刻）
  - カ 日ごとの超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の区分別の実績時間（ただし、超過勤務の実績時間については超過勤務手当の支給割合別の時間）
  - キ 勤務の内容
  - ク カの区分別の一月の合計時間
  - ケ 監督者の印影（日ごと）
  - コ 勤務時間管理員の印影（日ごと）
- そして、これらの項目のうち、ウ及びエに記載された情報の全部（様式

等に該当する部分を除く。)並びにコに記載された情報の一部が不開示とされている。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 超過勤務等に関する情報について

本件対象文書である超過勤務等命令簿は、各職員ごとに一葉のものとして作成されているものであって、そこに記載されている超過勤務等に関する情報のうち、氏名等に関する情報(前記1ウ及びエ)は、個人である職員を特定、識別するための情報であり、また、超過勤務時間等に関する情報(前記1オ～ク)は、当該職員がどのような日、時間帯に、どのような内容の超過勤務等に従事したかという情報であると認められる。

したがって、これら超過勤務等に関する情報は、各職員ごとに、全体として法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(個人識別情報)であると認められる。

そして、諮問庁の説明によれば、超過勤務等命令簿に記載された超過勤務等の実績時間数は当該職員に支給される超過勤務手当等の額の算出の基礎とされる時間数と基本的に一致するものであるとのことであるので、本件の超過勤務等に関する情報に含まれる俸給表及び級・号俸と超過勤務等の実績時間数とが明らかになれば、各職員個人に支払われた超過勤務手当等の具体的な金額が容易に推知されることとなると認められる。

また、当該情報は、深夜勤務、休日勤務等を含む各職員ごとの超過勤務等の実態を示すものであることから、その反面として、当該職員の正規の勤務時間外、すなわち、本来その職務から離れ、個人として自由に行動し得る領域における行動又は事実を知り又は推知することが可能なものであると認められる。

なお、最高裁判所の平成15年11月21日の判決は、県の情報公開条例に基づき、県の職員の出勤簿に記録された出勤、休暇等に関する情報が同条例所定の不開示情報に該当するかどうか争われた事件において、各職員ごとの出勤及び出張に関する情報それ自体は、当該職員が公務に従事したことを示すものであり、当該職員の私事に関する情報を含まない、他方、各職員ごとの休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報は、公務とは直接かかわりのない事柄であって、私事に関する情報ということが出来るが、公務に従事しなかったことそれ自

体は、やはり公務遂行に関する情報としての面があり、出勤及び出張に関する情報を開示することが、その反面として、それ以外の日に公務に従事しなかったこと自体を明らかにするとしても、公務に従事しなかった理由まで直ちに明らかになるわけではないから、私事に関する情報を開示することにはならないなどとした上で、当該出勤簿に記載された出勤、出張等に関する情報は同条例所定の非開示情報には当たらず、他方、休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報は非開示情報に当たるといった判断を示している。

本件の超過勤務等に関する情報は、公務遂行に関する情報としての面を有することはいうまでもないが、前記のように、深夜、休日等も含む正規の勤務時間外という、職員が本来その職務から離れ、個人として自由に行動し得る領域における行動又は事実に関わるものであるという点で、上記事件で問題となった出勤、休暇等に関する情報とは異なるものである。したがって、各職員ごとの超過勤務等に関する情報を公にした場合には、職員個人の生活スタイルないし事情ともいうべき私事に関する情報を推知することが可能なものであると認められる。

以上のことから、各職員ごとの超過勤務等に関する情報は、各職員個人に支払われた超過勤務手当等の具体的な金額及び各職員個人の正規の勤務時間外における行動又は事実を知り又は推知することができるものであって、このような情報は、一般に公にする慣行があるとはいえず、法第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと認められる。

そこで、次に法第6条第2項の適用を検討すると、これらの各職員ごとの超過勤務等に関する情報は、個人識別部分であると認められる氏名等に関する情報を除くこととすれば、残りの部分である超過勤務時間等に関する情報からは特定の職員を識別することはできなくなり、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

したがって、超過勤務等に関する情報について、このうち、氏名等に関する情報は不開示とし、その残りの部分である超過勤務時間等に関する情報は開示するとした本件一部開示決定は妥当である。

## (2) 勤務時間管理員印欄に記載されている情報について

当審査会において見分したところ、勤務時間管理員印欄に記載されている情報のうち不開示とされている情報は、勤務時間管理員である文書第1係長が不在の場合に勤務時間管理員を勤めた主任又は事務官が押印した印影であると認められる。

これらは、その姓を識別できる情報であり、法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

そして、会計検査院職員のうち、主任、事務官等の氏名は、一般に市販されている財務省印刷局（当時）編の「職員録」に掲載されていないことなどから、これらの官職にある者の氏名は、法第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと認められる。

したがって、勤務時間管理員印欄に記載されている印影のうち不開示とされているものは、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、本件の印影は個人識別部分に当たると認められることから、法第6条第2項の適用によって部分開示をする余地はない。

### 3 他の行政機関の例について

審査請求人は、税務署では同様の事例について全部開示としているとし、本件対象文書についても全部開示すべきであると主張している。

そして、内閣府情報公開審査会の答申の中には、税務署（国税庁）における勤務時間報告書や超過勤務等命令簿に対する開示決定等の適否が審査された事案について、結果的に、これらの対象文書に記載された全部又は一部の職員の氏名及び当該職員の超過勤務時間数等のいずれについても開示されることとなったものが見受けられる（平成15年度（行情）答申第242号、同第468号及び同第663号）。

しかし、これらについては、いずれも処分庁又は諮問庁において、全部又は一部の職員の氏名に関する情報を他の情報から細分化した上、これを開示することとしていたものであり、本件とは事情を異にするものであるから、審査請求人の主張は採用することができない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件一部開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開審査会

委員 碓井 光明

委員 隅田 一豊

委員 五代利矢子